

佐賀県の地域安全を目指した条例

「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」

愛称：佐賀県防犯あんしん条例

(平成26年4月施行)

「佐賀県犯罪被害者等支援条例」

(平成29年4月施行)

犯罪のない安全で安心な社会はすべての県民の願いです。
佐賀県では、県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心なまちづくりと、
犯罪被害者等の方々を温かく支える地域社会を目指しています。

 佐賀県



佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例

この条例は、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、県、警察、県民、事業者、防犯ボランティア団体、関係機関団体が連携して、犯罪の防止のための自主活動や環境整備に取り組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを目指すため、県と県警が共同して制定しています。

目的

- 県民一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という防犯意識を持つ
- 県民、事業者、行政等が連携して防犯活動に取り組む
- 県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指す

基本理念

- 県民、事業者等の自主防犯意識に基づく自主的な活動を基本とする
- 県、市町、県民等の相互の連携の下、防犯活動を推進していく

防犯の基本的施策

- 犯罪の防止のための自主的な活動の促進
県民等による自主的な防犯活動への支援(防犯情報の提供、広報啓発等)
「佐賀県防犯ボランティア支援センター」として、(公財)佐賀県防犯協会を指定
高齢者、子ども、女性等の犯罪被害者防止のため地域ぐるみの安全確保を促進
- 学校等における児童等の安全確保等
学校、通学路等における安全確保、規範意識の向上と安全に関する教育の充実
- 犯罪の防止に配慮した環境等の整備
犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備、インターネットの安全な利用、
防犯カメラの適正な運用 等
- 事業活動における防犯への配慮等
犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等、防犯責任者の設置等
- 安全・安心に関する通報その他の措置
警察や学校その他関係機関への通報、その他適切な措置
- 犯罪被害者等に対する支援
犯罪被害者等の援助を行う民間団体への活動支援
犯罪被害者等の支援ネットワークの充実等



地域安全に関する指針

【学校・通学路等における児童等の安全確保のための指針】

- 学校・通学路等の安全確保、緊急時の対応、安全教育(防犯訓練、対処法の習得)
- 安全確保に関わる協力体制の確保(地域ぐるみ、関係機関等との連携、情報共有)
- 通学路等の安全環境等の整備

【犯罪の防止に配慮した公共空間等の構造、設備等に関する指針】

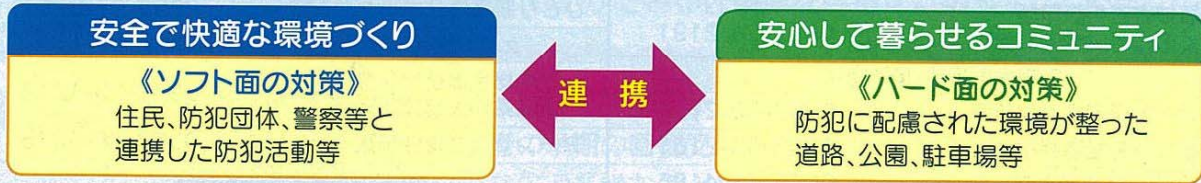
- 道路、公園、駐車(輪)場における犯罪防止に配慮すべき事項(見通し・明るさの確保等)

【防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針】

- 公共の場所の防犯カメラ設置及び利用基準
管理体制、撮影範囲、設置の表示、画像の適正な取扱い等

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」は どのようにすればいいの？

犯罪の防止に配慮した環境整備は、ソフト・ハード両面から促進することが大切です。



みんなでできることから取り組もう！無理をせず、気楽に長く続けよう！

あなたの地域で

- 地域のネットワークをつくる
近所のあいさつ・声かけの励行、地域の行事の参加
- 子どもや高齢者の見守り(気配り)
児童等の登下校時間帯に、散歩や買い物ついでに
- 地域安全パトロール
地域の仲間と一緒に！児童の登下校時や夜間の時間帯
防犯ボランティア活動、子供110番の家(車)の活動
- 生活環境の点検と環境美化活動
危険場所等の点検！地域安全マップづくり 等

あなた自身で

- 鍵かけの習慣(家・車・自転車等)
- 防犯の家づくり
- 夜間の門灯・玄関灯の点灯
- 防犯講話や研修等への参加 等

事務所で

- お店や事務所での安全確保
- 地域の安全への積極的な協力
- 防犯CSR活動

あなたは知っていますか？「防犯の豆知識」

Q1 「犯罪機会論」って？

A：「犯罪の発生した環境を分析し、犯罪発生の原因をその環境から除去することで、犯罪者に犯罪実行の機会を与えないようにして、犯罪を未然に防止しよう」という考え方です。

Q2 「犯罪者が嫌う環境」って？

A：【防犯環境設計4原則】の整った環境です。(次の4項目が大切)

- ①領域性の確保～外部との境界を明らかにして侵入防止(フェンス等)
- ②監視性の確保～見通しよく、明るく、死角がない環境(防犯カメラ、照明、地域の目)
- ③接近の制御～防犯意識の高い地域づくり(ソフト面)
- ④被害対象の強化～家などのドア、窓ガラス等の強化(防犯性能の高い建物部品：CP部品の活用)



Q3 「どろぼうが嫌がる家」って？

A：【侵入防止のための4つの要素】(①時間、②人の目、③光、④音)を備えた家です。

- ※ 侵入に5分以上かかると約7割が犯行をあきらめるというデータがあります。(Q2の④参考)
- ※ 周囲の人の目(夜間は突然の明かり・防犯アラーム等の音)を嫌がる(Q2の②参考)

Q4 「割れ窓理論」って？

A：「建物の窓等1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまう」という理論です。

アメリカのニューヨークでは、1994年以降、割れ窓や落書きの一扫を集中的に行い、犯罪を抑止したことで注目されています。



安全で安心なまちづくりは、自助(あなた自身)・共助(地域)・公助(連携協力)の精神で。

犯罪被害者等が抱える様々な問題と必要な支援

犯罪の被害者やその家族・遺族の方が抱える問題

県内でも様々な犯罪が発生しており、誰もが犯罪の被害者となる可能性があります。犯罪の被害者やその家族・遺族の方々の多くは、犯罪により直接的な被害を受けるだけでなく、それらに伴い生じる精神的なショックや不安等、二次的な被害にも苦しんでいます。(※犯罪被害の種類や、被害者の方の年齢・生活状況により、生じる問題は様々です。)

心身の不調

- * 感情と感覚のマヒ
- * 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- * 事件に関することが頭の中によみがえる
- * 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

周囲の人の言動による傷つき

- * 周囲の人からの興味本位な質問
- * 心情に沿わない安易な励ましや慰め
- * 相談機関・団体等での事務的な対応、説明不足
- * 配慮に欠けるマスコミの取材・報道

生活上の問題

- * 自宅が事件現場、再被害が怖いなどからの転居
- * 就業困難で、収入が途絶
- * 医療費、弁護士費用等の多額の出費
- * 家族内のいさかい

捜査・裁判に伴う様々な負担

- * 事件について何度も説明
- * 事件に関する情報提供が不十分と感じる
- * 慣れない法廷(裁判所)への出廷
- * 民事裁判に費やす時間や費用

加害者から更なる被害

- * 報復されるのではないかと不安
- * 謝罪しないなど、加害者の不誠実な対応
- * 裁判における加害者側の責任逃れや事実と違う主張



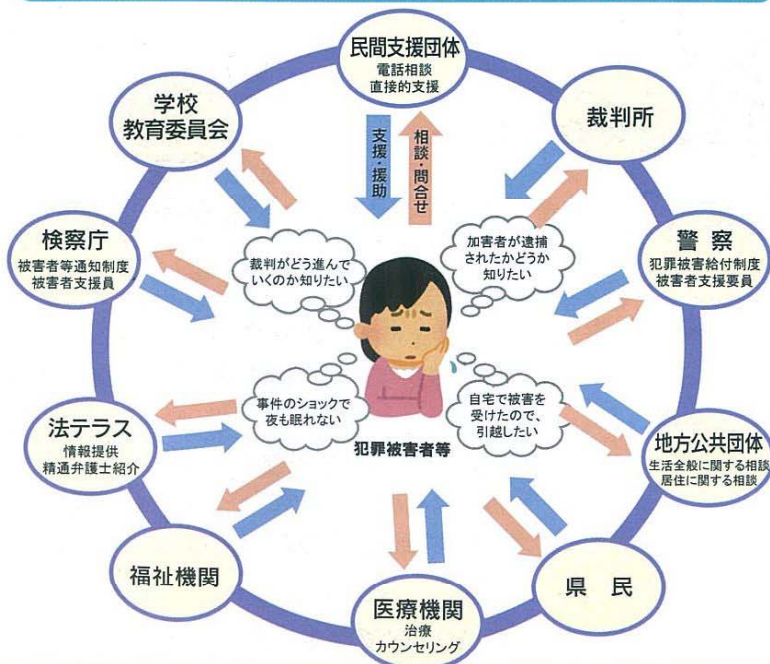
犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が抱える問題については、十分に理解されているとは言えない状況にあり、適切な支援がないまま、その後も様々な二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

こうした犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるよう、社会全体がその立場に立ち、その心に寄り添った支援を続けていくことが大切です。

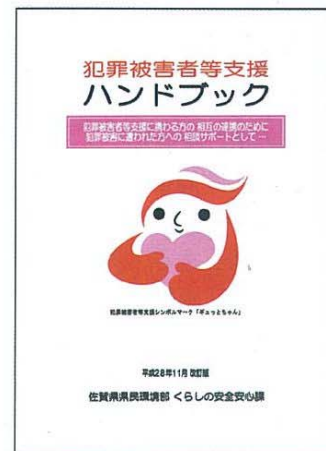
そのためには、関係機関だけでなく、周囲を取り巻く方々の理解と支えが必要です。

犯罪被害者等の周囲を取り巻く関係機関等の状況



犯罪被害者等支援ハンドブック

(平成28年11月改訂版)



この「犯罪被害者等支援ハンドブック」は、犯罪被害者等の現状や関係機関・団体の支援業務等をまとめた冊子です。(佐賀県HPに掲載しています。)

県や関係機関の相談窓口の連絡先は、パンフレットの裏面に記載しています。まずはこちらでご相談ください。

佐賀県犯罪被害者等支援条例

この条例は、予期せぬ犯罪等に巻き込まれ、苦しんでいる犯罪被害者やその家族・遺族の方々に対して、社会全体がその立場に寄り添った支援を行うことが大切であることから、被害の早期回復又は軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができる佐賀県を目指すため制定しています。

目的

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図る
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる佐賀県を目指す

基本理念

- 尊厳を尊重した支援
犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 適切な支援(理解と配慮)
犯罪被害者等の置かれている状況やその他の事情に応じて適切に支援を推進する
(犯罪被害者等への理解と配慮が大切)
- 途切れのない支援
犯罪被害者等の誰もが、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れのない支援を受けられるように推進する
- 連携による支援
国、県、市町、民間支援団体その他の関係するものが相互に連携協力して推進する

責務

- 県
犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する
- 県民
犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮し、支援に関する施策に協力するよう努める
- 事業者
事業活動を行うに際して、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮し、支援に努める
- 民間支援団体
犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、支援を推進するとともに、支援に関する施策に協力するよう努める

支援の基本的施策

- 相談、情報の提供等
各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を行います。
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
心身の状況等に応じた適切なサービスが提供されるよう必要な施策を行います。
- 日常生活の支援
早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことが出来るようになるため、必要な施策を行います。
- 安全の確保
再被害を防止し、安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導等必要な施策を行います。
- 居住の安定等
犯罪等によりこれまでの住居に住めなくなった方には一時的な住居の提供等必要な施策を行います。
- 経済的な助成に関する情報提供等
経済的負担の軽減を図るため、情報の提供及び助言その他の必要な施策を行います。

☆このほか、財政上の措置、雇用の安定、保護又は捜査の過程における配慮等などの規定があります。



犯罪被害者等のための主な相談窓口



【県の被害相談電話】

県犯罪被害者相談窓口		ひとり親家庭や寡婦の方の各種相談	
犯罪被害者相談電話 (くらしの安全安心課)	0952-25-7060	ひとり親家庭サポートセンター	0952-97-9767
家庭児童相談・母子相談		女性が抱える家庭や離婚の問題に関する相談	
佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-2183	佐賀県総合福祉センター (佐賀県婦人相談所)	0952-26-1212
鳥栖保健福祉事務所	0942-83-2172	アバンセ女性総合相談	0952-26-0018
唐津保健福祉事務所	0955-73-4228	性暴力被害に関する相談	
伊万里保健福祉事務所	0955-23-2102	性暴力救援センター・さが(さがmirai)	0952-26-1750
杵藤保健福祉事務所	0954-23-3174	アバンセ女性総合相談	0952-26-0018
こころの悩み・不安に関する相談		児童相談	
佐賀県精神保健福祉センター	0952-73-5060	佐賀県総合福祉センター (中央児童相談所)	0952-26-1212
佐賀こころの電話	0952-73-5556		
社会福祉法人佐賀いのちの電話	0952-34-4343		

【警察の被害相談電話】

警察相談ダイヤル		認定特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀ボイス (VOISS) (佐賀県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)	
警察本部	0952-26-9110 又は #9110	電話相談 メール相談	0952-33-2110 voiss@f3.dion.ne.jp
レディーステレホン		日本司法支援センター(「法テラス」)	
警察本部	0952-28-4187	犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714(なくことないよ)
ヤングテレホン		(佐賀地方事務所)	(法テラス佐賀)050-3383-5510
少年サポートセンター (警察本部)	0120-29-7867 0952-24-1111(代)	検察庁・被害者ホットライン	
暴力相談110番		被害者ホットライン	0952-22-4259
警察本部	0952-24-0110		
(公財)佐賀県暴力追放運動推進センター	0952-23-9110	(公財)犯罪被害救援基金	03-5226-1020
		(公財)交通遺児等育成基金	0120-16-3611
佐賀県消費生活センター・佐賀県交通事故相談所			
消費生活相談	0952-24-0999	交通事故相談	0952-25-7061

防犯・犯罪被害者等支援に関する広報活動

毎年10月11日～20日 『安全安心なまちづくり旬間』

(全国地域安全運動期間)

※ 毎月26日は、「安全安心の日」

- 『地域安全暴力追放県民大会』を開催
(県防犯協会・県暴力追放運動推進センター・警察の共催)

例年、功労団体(者)の表彰や講演等を含む
広報啓発イベントを行っています。

毎年11月25日～12月1日

『犯罪被害者週間』

あなたの周囲の人が犯罪被害に遭ったとしたら…
「ひとりで悩まないで、勇気を出して相談を」と声かけを
してください。

- 『犯罪被害者支援フォーラム』を開催
(県・警察・佐賀VOISSの共催)

例年、犯罪被害者週間に併せて、犯罪被害者遺族の講演等
を含む広報啓発イベントを行っています。



『あんあんメール』 佐賀県防災・安全・安心情報配信システム
「防災ネットあんあん」

会員募集中!!

県・警察からメールで地域の防災や防犯情報等
を配信しています。
二次元バーコードを読み取って登録サイトへ



お問い合わせ

佐賀県 県民環境部くらしの安全安心課 (地域安全担当)

〒840-0815 佐賀県佐賀市内1丁目1番59号 (旧館1階)

電話番号: 0952-25-7060 Fax: 0952-25-7327

詳しくは、佐賀県HPの各項目をご覧ください。

佐賀県あんしん条例

検索

佐賀県犯罪被害者支援

検索